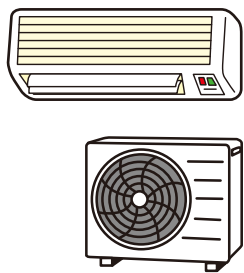




家電リサイクル法の対象となる家電製品

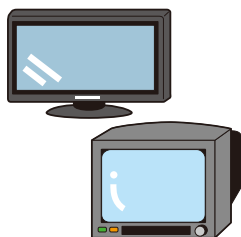
家電4品目

エアコン

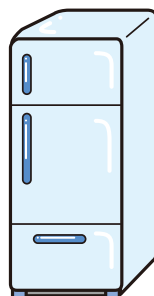


テレビ

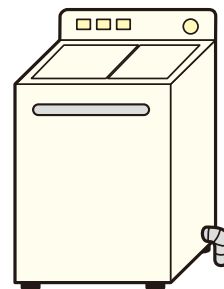
・ブラウン管式・液晶式
・プラズマ式



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



『家電リサイクル法』では、不用になった家電4品目は、「消費者がリサイクル料金を負担すること」、「販売店が引き取ること」、「家電メーカーがリサイクルすること」が義務付けられています。



■出し方

家電の引き取りを依頼する場合

※引き取り・支払いの方法、収集運搬料金は、依頼先により異なります。詳しくは依頼先にご確認ください。

家電を買い換えるか、又は、新しく購入しますか？

いいえ

はい

購入する販売店に家電の引き取りを依頼してください。

引き取りを依頼する家電を購入した販売店が近くにありますか？

いいえ

はい

購入した販売店に引き取りを依頼してください。

1 家電機器のメーカー確認

※テレビは画面サイズも確認
※冷蔵庫・冷凍庫は容量も確認

2 家電リサイクル券の購入
お近くの郵便局で「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」を支払う
※1台当たり2,700円

3 松原市環境業務課に収集依頼
TEL:072-332-8483

※当日は、普段ごみを出している場所へ出してください。

※指定引き取り場所へご自身で持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。

近隣の指定引き取り場所

日本通運(株)	八尾市神武町2-24	TEL:0729-91-2957
(株)ロジックナンカイ	堺市南区高尾1丁目359番地1号	TEL:072-275-1144

◆リサイクル料金・対象品目に関するお問い合わせ先

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

フリーダイヤル



0120-319-640

午前9時00分から午後6時00分
(日・祝日休み)

※原則として市では収集できません。